

# 第5回 大和市協働ルール ワークショップだよ!

発行日：平成 13 年 12 月 18 日 発行：玉川まちづくりハウス・大和市民活動課

## 全体のスケジュール

- 第 1 回協働ルール検討会議【H.13/1/30】
- 第 2 回協働ルール検討会議【H.13/3/2】
- 第 3 回協働ルール検討会議【H.13/4/19】
- 第 4 回協働ルール検討会議【H.13/5/24】

職員研修ワークショップ【H.13/6/26】  
『ワークショップ基礎講座』

第 5 回協働ルール検討会議【H.13/7/5】

第 1 回ワークショップ【H.13/7/15】  
『新しい公共のイメージを共有する』  
『市民活動推進条例の目的と意味について考える』

第 2 回ワークショップ【H.13/8/5】  
『市民活動の主体を整理する』  
『パートナーシップ事業の可能性を考える』

第 6 回協働ルール検討会議【H.13/8/31】

第 3 回ワークショップ【H.13/9/15】  
『協働により新しい公共を創出する仕組み(タキ台)を理解する』  
『市民活動のイメージを整理する』

第 7 回協働ルール検討会議【H.13/10/4】

第 4 回ワークショップ【H.13/10/21】  
『(仮称)新しい公共を創出する市民活動推進条例素案を理解する』  
『条例案検討のポイントを洗い出す』

第 5 回ワークショップ【H.13/11/18】  
『検討会議からのたたき台を理解する』  
『条例の内容を確認し、積み残された問題を議論する』

第 8 回協働ルール検討会議【H.13/12/20】

◆提言【12月】

◆(仮称)市民活動推進条例【H.14年度】

寒さもすっかり厳しさを増してきた 11 月 18 日、6 ヶ月にわたり、行ってきた大和市協働ルールワークショップもとうとう最終回を迎えました。

寒い中、25 名の方が参加され、前回の意見や、大和市職員ワーキングで出された意見を基に修正された条例案(タキ台3)を対象とし、ワークショップでの最終的な議論と意見をまとめました。



まず、職員ワーキンググループの対馬さんより、ワーキングで出された意見や議論の内容について説明していただきました。



続いて、検討会議事務局の井東さんよりタキ台3の修正点のポイントと検討すべき12の課題について説明いただきました。

それぞれの課題に対して、各々ポストイットに意見を書き出し、それらを基に議論をして、今まで検討してきた内容を踏まえ、条例化する上でのポイントを整理していきました。議論の内容は、新しい公共の概念整理から協働推進会議の具体的内容や協働事業を行っていく際、事業者をどのように位置づけるか、など多岐にわたり、予定時間を延長し、白熱した議論が展開されました。最終的な条例化の内容は検討会議と事務局に委ねられる形となりますが、この場での議論が「新しい公共」の創出への第一歩となっていくのではないのでしょうか。



## 『協働により新しい公共を創出する仕組み(タタキ台3)』を理解しよう

☐ 職員ワーキング・グループ（以下、WG）の対馬さんより、WGでの検討内容について報告してもらいました。

- ・ 『新しい公共』を、市民も職員もしっかりイメージできるような、具体的にわかりやすい表現にする必要がある。
  - 皆で「担っていくもの」？「決定するもの」？「創造するもの」？
- ・ 「市民活動」「市民事業」「協働事業」の違いは？
- ・ 「事業者」の位置付けをはっきりさせる。
- ・ 前文と第1条（目的）、第3条（基本理念）といった理念的な条文を整理する必要があるのではないか。
- ・ 第6条（市の役割）と第10条（市の施策）における理念と現実の部分の整理が必要。
- ・ 協働推進会議の内容が見えない。構成メンバーは？議論の形態は？
  - どのような機能を持つか、市の施策との関係などを明確にする。



☐ 検討会議事務局の井東さんより、タタキ台3の修正の要点について説明していただきました。



- ・ 『新しい公共』の定義を共有化
  - ・ 「市民活動」「市民事業」「協働事業」…どう違うの？
  - ・ 第1、2、4条で「多様な」という表現は適切かどうか。
  - ・ 第2条で事業者を「市民活動」を行う主体として入れるかどうか。
    - タタキ台3では、事業者が積極的に関わってくれるよう文章化した。
  - ・ 協働の拠点は今後の検討が必要。
  - ・ 市民自治基本条例との関連を考慮したい。
- ・ 「市民事業」のイメージ・定義が不明瞭なため、とりあえず削除した。条文化するためには定義を明確に。
  - ・ 第13条「協働の拠点を經由」⇒「協働推進会議への提案」
    - 協働推進会議の内容を検討

☐ 検討会議・副座長の河崎さんより一言



- ・ 「市民事業」「市民活動」⇒協働事業に一本化。助成金・補助金を受けている活動の位置付けは？
- ・ 「協働事業」の決定やその透明性の担保のために「登録」や「評価」等のしくみを条例に位置付けるべきでは？

## ☐ 条項と「12の検討課題」の関係性

### [条項(たたき台3より)]

- 前文
- 第1条：目的
- 第2条：用語の意義(定義)
- 第3条：基本理念
- 第4条：市民等の役割
- 第5条：事業者の役割
- 第6条：市の役割
- 第7条：相互の信頼関係
- 第8条：社会資源の活用等
- 第9条：協働の拠点
- 第10条：市の施策
- 第11条：協働事業
- 第12条：市の施策や計画等への提案
- 第13条：協働推進会議
- 第14条：委任

### [12の検討課題]

- 1) 目的については、新しい公共の概念、前文や基本理念との関係、上記6の意見について検討のうえ、表現を考える必要あり
- 2) 条例の基本となる新しい公共の概念について踏み込んで議論する必要がある
- 3) 市民の定義化について
  - ① 会議では、市民の定義について委員間で共通認識を持つ必要性が指摘された
  - ② 条文自体には定義せず、条例の解説にその内容を記述する、という方向性について、確認する必要あり
- 4) 事業者の位置付けについて、市民活動の定義との関係(14)を中心に、その考え方を確認する必要あり
- 5) 第7条(相互の信頼関係)は、単独の条文化をするか確認する必要あり
- 6) 第8条(社会資源の活用等)は、単独の条文化をするか確認する必要あり
- 7) 第10条5号は、自治基本条例との関連を含め、この条例で位置付けるのか確認する必要あり
- 8) 市民事業について
  - ① 市民事業の条文化の是非を確認する必要あり
  - ② 条文化しない場合は、提言のなかで考え方を述べる
  - ③ 条文化する場合は、定義を明確にした上で条文を検討する
- 9) 協働事業の具体化を進める必要がある
- 10) 12条の提案制度に関する条文化の是非について、内容の議論とあわせて確認する必要がある
- 11) 協働推進会議へ提案する仕組みの是非について確認する必要がある
- 12) 協働推進会議の内容をどの程度条文化するか確認する必要がある

- ・ たたき台3では、議論が十分ではない点も踏まえ、基本的事項だけを位置付け
- ・ 具体的な内容を位置付ける場合は、きちんとした議論を経る必要あり



# 条例案（タタキ台3）を検討しよう

## 課題1

目的については、新しい公共の概念、前文や基本理念との関係、上記6の意見について検討のうえ、表現を考える必要あり

- ・ 前文でこれだけ書いてあれば（基本理念）として条文に入れなくても良いのではないかな？
- ・ 前文は私達のやりたいことをきちんとわかりやすく説明していると思う。

条文になれば具体的な拘束力はない。条文に入れるべき！

・ 条文の中で定義をはっきりさせておく。

- ・ 「前文」と「基本理念」の関係がやはり不明確。前文では何を言いたいのか？基本理念の条文は必要なのか？

前文＝条文全体へのメッセージ。具体的な内容は条文で。

- ・ 第1条（目的）は「新しい公共を創造するため」が、第一義に来て分りやすくなった。ただ、「市民活動」に「市民等、事業者及び市の協働による」が修飾語となっているが、「協働によらない」市民活動も対象としてほしい。
- ・ 第2条の新しい公共を、「市民活動や協働により達成される公共」という表現にしてはどうか。

## 課題2

条例の基本となる新しい公共の概念について踏み込んで議論する必要がある

- ・ 「新しい公共」をどこまで具体的に説明するのか。例示？あくまで概念の説明？
- ・ 新しい公共を条例で規定しているところはない。「（みんなで）共に担う」という定義だけでよいのか。

・ 逢坂二セコ町長が「市民活動などによる実績や実態があるから条文化できるのであって、条文化したからといって必ず実現するわけではない。」と言っていた。

- ・ 新しい公共の概念は、事例の積み重ねで創出していきたい。

・ 林座長は「“新しい”のは公共の内容ではなくて、公共の担い方、実現のされ方が今まで違う」ということを言っていると思う。



・ 新しい公共の内容よりも、どのように実現されるかを定義する。

## 課題3

市民の定義化について

①検討会議では、市民の定義について委員間で共通認識を持つ必要性が指摘された

②条文自体には定義せず、条例の解説にその内容を記述する、という方向性について、確認する必要あり

- ・ 市民の定義化は必要だと思う。（条例解説に書けるなら条例にも書けるはず）市民の役割はあるのに…。
- ・ 条文では、市民の定義は大和市に住む21万人の市民ではなくて、協働ルールに関連する市民を定義する。

## 課題4

事業者の位置付けについて、市民活動の定義との関係（14）を中心に、その考え方を確認する必要あり

- ・ 市民活動の第2条(1)口の「営利を目的としない活動」は営利団体が参加する時のしぼりはどうする？
- ・ 事業者は利益を追求するもの。非営利活動をするということは考えにくい。市民活動に含めるなら、方法論やルールを決めておかないと、市民団体はひとたまりもないと思う。
- ・ 事業者は主体的に非営利活動をするというよりもサポートする立場。

- ・ 第5条（事業者の役割）の「市民活動を推進する」⇒「市民活動を支える」に留めたい。

Q.市としての事業者の位置付けは？

A.事業者も新しい公共を担う主体として積極的に位置付けるために、市民活動を推進する主体として事業者を位置付けている。

- ・ 入札の仕方次第で企業も協働に参加できる。（三鷹の子育て事業にベネッセが想定予算の1/3で入札した例）事業者も無視できない。パートナーとしてうまく利用できないか。
- ・ 営利／非営利の区別がつけられるようになれば、事業者を入れてもいいのでは？**協働推進会議**がその機能を果たす。
- ・ 事業者が「何かしたい」という意思を表明したときに、「今こんなことをやってもらいたい」と言えるような相談・**提案機能を持つ機関（協働推進会議？）**があれば、事業者の協働事業への参加を積極的に位置付けてもいいのでは？

## 課題5

第7条（相互の信頼関係）は、単独の条文化をするか確認する必要あり

- ・ 事業者・市民を1つの家族として考えるのかどうか。

- ・ 単独の条文として残す。

## 課題6

第8条（社会資源の活用等）は、単独の条文化をするか確認する必要あり

- ・ 第11条（市民活動）を削除する場合、11条3項「社会資源の提供」を残すためにも第8条は残しておく。

- ・ 「新しい公共」の達成に社会的資源の活用は不可欠。社会資源は定義付けのためという消極的な意味ではなく、重要な項目として**条文として残すべき**。

## 課題7

第10条5号は、自治基本条例との関連を含め、この条例で位置付けるのか確認する必要あり

- ・ 基本条例ができるかはまだ未定。入れておくべき。
- ・ 第10条6号「施設の実施状況の公表」は既存の“みんなの街づくり条例”にもこの項目はある。基本条例ができた段階で削除されればよい。今は入れておく。ただし「年一回」は削除。



## 課題8

### 市民事業について

- ①市民事業の条文化の是非を確認する必要あり
- ②条文化しない場合は、提言のなかで考え方を述べる
- ③条文化する場合は、定義を明確にした上で条文を検討する



- ・（市民事業）の条項が削除され、「市民事業」「市民活動」が「協働事業」に一本化されたら、助成金や補助金を受けている市民団体の位置付けはどうなるの？
- ・市民事業の条文はあった方が良く思う。
- ・市民事業を削除されると言われると、我々に対して「もういない」という言われたような印象を受ける。残してもらいたい。
- ・「市民事業」の条項は残すべき。でも「継続的収益事業」というのは違うと思う。あくまで非営利。

- ・（協働事業）の条項に（市民事業）が含まれるように書き直してみても？

- ・市民事業は協働事業とは違う。情熱を持って自主的にやってきた。市民事業の条項は残すべき。

（市民事業）の条項は残す。



- ・大和市では市民事業の実績がある。その実態に基づいて記述すれば条文化できるのではないか。

## 課題9

### 協働事業の具体化を進める必要がある

- ・協働事業＝行政だけではできない公共のサービスを市民と協力しながらやる事業。
- ・事業者からの提案内容に応じて事業内容が変われば協働事業と言えるのではないか。
- ・「協働事業」の決定や、そのプロセスの透明性を担保するため、「登録」や「評価」等を条例に位置付けるべきではないか。

- ・入札の仕方を明確にし（電子入札）、いろいろな事業者には競争意識を持たせたい。

- ・協働事業に入札という形態はあり得ないのではないか。

- ・どこがやるかを決める際に、入札というやり方もあると思う。但し、内容を話し合って決めて、事業をお願いする「随意契約」の方が多いだろう。

- ・市民団体のあり方について-非営利の範囲にはバザー収益も含まれるのか。
- ・市民事業／協働事業、営利／非営利など、整理をする必要がある。

- ・食事サービスは事業者と一緒に競争入札でやっている。利益を出さなくていい分、同じくらいの値段で質の高いサービスができるため、評価されている。そういう点ではNPOも競争力があると言える。

- ・一方、多摩市の渡辺さんは「銀行などからお金を借りられないNPOが事業者と対等にできるなんて考えられない」と言っていて、それも一理ある。



## 課題10

12条の提案制度に関する条文化の是非について、内容の議論とあわせて確認する必要がある

- ・ 従来の陳情や「わたしの提案」等の提案制度との住み分けをどうするか？協働推進会議が権威になる危険性がある。

## 課題11

協働推進会議へ提案する仕組みの是非について確認する必要がある

- ・ 協働推進会議は、内容をつめきらないまま条文化は出来ないと思う。
- ・ 推進会議の最終的な機能（アウトプット）は何か？どういう風に位置づくるのかを検討すべき。
- ・ 市民への提案だけでは従来型にすぎないので、審議会等への提案が出せる様な組織にしたらどうか。

## 課題12

協働推進会議の内容をどの程度条文化するか確認する必要がある

- ・ たたき台3では、議論が十分ではない点も踏まえ、基本的事項だけを位置付け
- ・ 具体的な内容を位置付ける場合は、きちんとした議論を経る必要あり

\* 構成メンバー等

\* 具体的機能の内容：市長への提案機能、協働の指針づくり、等

協働による検討の場の必要性：本条例に基づく具体的なテーマの検討（協働の拠点、協働事業の仕組み等）に際しては、市民が自由に参加できる場や機会を、協働推進会議が行うプロジェクトとして設ける、等

- ・ 推進会議の条文を検討するにあたり、規則や条文の解説に委ねる内容の統一化を考えると必要があると思う。
- ・ 協働推進会議はどのような背景から登場してきたものか。
- ・ 協働推進会議に集約されていくとき、この会議のスタッフは行政・市民・事業者が1/3ずつ決定力を持つのか？つまり「2対1」になった場合、多数決で「2」の方の側に決定するということがあるのか。
- ・ 協働推進会議の「決定」と行政の条文のどこにコミットするのか。「決定」のウェイト、有効性はあるのか。
- ・ 協働推進会議について論点を深めなくてはならないので、施策への提案機能は自治基本条例へまかせたらどうか。

・ 第12条「市民活動の推進に関する」⇒「新しい公共に関する」

- ・ 構成メンバーの母体の原案づくりを急いではどうか。
- ・ 構成メンバーは「市民公募～名、役所～名」と固定するのか？

構成メンバー案

- ・ 再任なし（固定化して権威化させない）
- ・ 任期1～2年（交代期を半年ずらして継続性を担保）

## 全体に関する意見

- ・ 理念と仕組みの子材が、条例全体を不明確にしたり、「条例化検討」ということを多くしている。理念条例なのか、仕組み条例なのか、位置付けをはっきりさせる。

# 感想カードより



◆前文にはあまり踏み込みみませんでした。前文に「NPO」が繰り返して出てくるが、本文にはまったく見当たりませんが…、それでいいんでしょうか。

◆全然別世界の話で勉強になった。また一面精神論的言葉の遊びと言うチャット的な面があったように思う。これ又よしとするか。女性の方がよく勉強しているのに驚いた。

◆第1回から参加しました。市民として活動してきたNPOとして、市民活動推進条例が作られていく過程に参加できて、本当によかったと思います。さまざまな市民活動が育っていくきっかけになると思います。大和にいろいろな面での人材としての資源を発見した気がしました。

◆最終会議となり、大変難しい議論となりましたが、かえってすじみちがよくなりました。まだまだ結論に導くのは無理な感じが残りましたが、これからの大切な問題点が多くありましたので、これからの論点を整理していただきたいと思います。

◆大変勉強になり、ありがとうございました。私の基本的な意見として、市・事業者・市民を大和市の家族として見るか or 欧米的なドライな契約としてみるかで、いろいろかわってくるのではないかと思います。いずれにしても、この協働ルールワークショップに5回参加させて頂き、ほんとうに勉強になり、心から重ねて厚くお礼申し上げます。

◆第12条（協働事業）には事業者を入れておいてもよいのではないのでしょうか？市の支出なしで事業者のいろいろな意味でのスケールメリットを市が利用することができるようなものは、協働事業として行える道は残しておいてよいように思います。「協定」という言葉を直接条例に書くことは検討を要すると思います。

◆協働推進会議について、意地の悪い見方をすると、自分たちの主張を通すため、取り分を大きくするための機関にもなりかねないと感じた。委員の人選について、誰もが納得できる形を考える必要があると思った。

◆今回でワークショップが終了するのが残念です。まだ積み残しの課題が多く、行政だけではなく、チェックに参加できないのが残念です。「新しい公共」と言うのですが、あくまでも“協働”の精神の死守をお願いします。行政の肩がわりにならない様な運用・実施方法の検討をお願いします。

◆事業者の協働事業参画をどうすべきか？  
営利事業は利益追求が原則であり、もし無原則に参画を認めれば、先行投資の一環として戦略を持つ企業であれば、市民団体はひとつたりもないだろう。

◆入札制というのは抵抗もあるが、有効な時もあるというのは実際に承知している。最初からあれはダメ、これはダメと間口をせばめるのはせっかくの新しい公共にそぐわないのではないかと？  
とはいえ、大企業が戦略として入りこむのは市民事業にとって不利になる事もおこりうるのでは。

◆2回目の参加で論点が少しみえてきました。  
前文はメッセージ的なものではじめての人でも市民活動をよく理解するために役立つものです。よって、内容の整理をしたいと思います。例）「委ねたことを自らの手に取り戻そう。」⇒「行政がするのが当然のこのように自分の権利を主張してきたことに目ざめたわけで、自分たちの手で、自らが汗を流し、自分のことばかりではなく、となりの人、まわりのこと、大和市、社会全体を考えていこうとしはじめました。」  
協働推進会のイメージが全く思い浮かびません。

◆「協働」で公共に参画する社会が成熟した場合、協働する市民、事業者が増え、事業がカテゴリー化し、カテゴリーが成熟すると、入札という事態が起こりうるのではないかと？昨日は協働事業だったものが、そうではなくなったりするようではおかし。

◆営利目的の事業者を条例の対象とした場合、協働事業の遂行にあたり、登録団体同士の協力をさまたげられないと思われ。そうすると、その協力先に、ノウハウのある営利事業者を排除することは、条例の主旨からも、行政の効率的な事業の遂行の点からも許されないと。思います。

◆協働事業として、活動がはじまるものだけでなく、市民事業として立ち上げ、ニーズが広がる中で協働事業に移行されていくことも考えられるのではないかと思います。事業者も営利事業と非営利の部分を持つことは考えられないでしょうか。

◆協働事業のパートナーとして事業者が入らないというのなら、第5条（事業者の役割）におけるように事業者は「社会資源を提供する」だけのものなのではないでしょうか。

◆大至急検討会議をひらく必要を感じました。（部会と12/20の間に1回）テーマ・協働推進会議のあり方について。

◆市民提案（推進会議の案）が計画審議会にスムーズに諮られることが出来るシステムの構築が出来れば良いと思います。今日は大変勉強させて頂きありがとうございました。

◆大和市に生きている、生活しているという実感がこうした連続会議のなかで、徐々にプリンティングされてきます。様々な個性的な市民活動がありながら、一般的・横断的イベントに参加が少ないということがあります。この溝をうめていくには、どうしたらよいのでしょうか。STAFFの方々、ごころうさまでした。

◆ワークショップには初めて参加しましたが、条例内容からみて関心ある人が（メンバーが）限られてしまうのかなと感じました。それでもこうしたワークショップを積み重ねて条例を作ることは意味があることで。意義のある条例にしたいものです。

◆「想」さんの伊藤さんが話された市民事業の活動は、植村さんのグループの他に社協の中では各グループがそれぞれ市民事業として取り組んでいます（非営利団体）。私も永年その活動者の1人でした。リフトカーに乗って活動したり市民として協力したことを考えると伊藤さんの提案は同感です。また植村さんの提案も同じです。…ですから市民事業と協働事業は含みはあります。市民事業、協働事業の条文化は難しいですが検討する必要はあります。現市民の活動をも考えながら社協内での活動との関係も考えて条文化してほしいものです。協働推進会議の内容については井東さんの話された様に各方面での委員の選出と任期付きで、また内容明白に出来る協働推進会議が望ましいと、小杉さんとも話しました。どの会議のリーダーも、偏った方でなく、常にリーダーが2年位で入替えをすとか、個人の提言が強くない様にしてください。又一応一般市民、業者、色々の立場からの提言が必要と思いました。素案たたき台は一部議論はありましたが、今回の様でよいではと思っています。

◆「協働ルール市民ワークショップについて」  
市職員研修ワークショップを行っているので玉川まちづくりハウスに依頼しないで、市職員と市民ワークショップ「提言」をたたき台に検討会議に提出して積み残された問題をより深めた議論をして、たたき台を確認するというのを期待していました。素案についてはよかったと思う。市民の声の原点を忘れてほしくないです。（大和は大和市民のカラー）でよいのではないのでしょうか？  
今後も議論の場に参加したいと思っています。

◆協働ルールに関する市民ワークショップに参加して、第1回～第5回まで各テーマ詳細にもとづいて新しい公共の共有とか市民活動の主体などさまざまに話し合い条例化のポイントを洗い出し、検討会議からのたたき台も理解することが出来ましたが、第4回④に「社会福祉協議会との役割分担について」のことがどうしても理解できないので提言したい事、市が何となく社会福祉協議会との関係を明白にしたい様子があり、ワークショップに参加しての問題点として疑問が残る。（高齢者の介護問題など含む）今後の課題とテーマとして提言します。  
参加者として条例の内容を理解し確認できて良かったと思う。市民として提言する事は大切な事と思っています。  
今後も参加したいと思っています。